

# 福生市教育委員会会議録

平成25年第3回定例会

- 1 開催年月日 平成25年3月21日(木)
- 2 開始時刻 午前10時00分
- 3 終了時刻 午後0時23分
- 4 場 所 第一棟4階 庁議室
- 5 出席委員 委 員 長 平 野 裕 子  
委員長職務代理者 加 藤 美 子  
委 員 渡 辺 浩 行  
委 員 徳 永 喜 昭  
教 育 長 川 越 孝 洋
- 6 欠席委員 なし
- 7 出席者氏名 教 育 次 長 田 村 博 敏  
参 事 佐 伯 英 徳  
庶 務 課 長 高 木 裕  
生涯学習推進課長 高 橋 邦 彦  
スポーツ推進課長 鳥 越 裕 之  
公 民 館 長 高 橋 清 樹  
図 書 館 長 島 弘  
主 幹 浅 野 正 道  
教育センター主幹 笹 本 幸 三  
指 導 主 事 田 村 亜 紀 子  
指 導 主 事 森 保 亮  
学校給食課課長補佐 村 野 和 彦
- 8 傍聴人 なし

(裏面に続く)

## 9 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 議案第 26 号 福生市教育委員会管理職員の人事異動について
- 日程第 4 議案第 27 号 福生市外国人学校保護者補助金交付要綱の廃止について
- 日程第 5 議案第 28 号 平成 25 年度中学校第 1 学年における教員加配の配置について
- 日程第 6 議案第 29 号 学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について
- 日程第 7 議案第 30 号 福生市社会教育委員の委嘱について
- 日程第 8 議案第 31 号 福生市公民館運営審議会委員の委嘱について
- 日程第 9 報告第 12 号 福生市立学校教職員の人事異動について
- 日程第 10 報告第 13 号 平成 24 年度学校評価の報告について
- 日程第 11 報告第 14 号 福生市立学校教職員辞令伝達式について
- 日程第 12 報告第 15 号 福生市特別支援教育センター（仮称）開設検討委員会での協議内容について
- 日程第 13 報告第 16 号 福生市小中一貫教育推進委員会の設置について
- 日程第 14 報告第 17 号 福生市特別支援教育推進計画第二次計画推進委員会の設置について
- 日程第 15 報告第 18 号 平成 25 年度福生市立学校教員研修について
- 日程第 16 報告第 19 号 福生市若手教員育成研修 3 年次研修実施細目の一部改訂について
- 日程第 17 報告第 20 号 福生市公立学校 4 年次教諭授業観察実施要領について
- 日程第 18 報告第 21 号 福生市立学校における電子メールの活用と利用基準について
- 日程第 19 報告第 22 号 福生市営プール指定管理者募集要項について
- 日程第 20 報告第 23 号 福生市学校図書館運営連絡会の設置について
- 日程第 21 その他報告事項

午前 10 時 00 分 開会

委員長 ただ今から平成25年第 3 回福生市教育委員会定例会を開会いたします。  
これより本日の会議を開きます。

まず、日程についてお諮りいたします。日程第 3、議案第26号、福生市教育委員会管理職員の人事異動についてと、日程第 9、報告第12号、福生市立学校教職員の人事異動につきましては、人事案件のため、福生市教育委員会会議規則第 8 条の規定に基づき、これを公開しない会議とし、日程第21、その他報告事項の後に審議及び報告を行いたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、日程第 3、議案第26号と、日程第 9、報告第12号は公開しない会議とし、日程第21、その他報告事項の後に審議及び報告をすることといたします。

これより日程に入ります。

日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。

福生市教育委員会会議規則第19条の規定に基づき、加藤美子委員、徳永喜昭委員の両名を署名委員として指名いたします。よろしくお願ひいたします。

次に、日程第 2、教育長報告、教育長から御報告をお願いいたします。

教育長 改めましておはようございます。年度末の慌ただしい時期、御多用のところ、定例会に御出席を頂きましてありがとうございます。

3月9日に福生市教育委員会事業として取り組んでおります教育委員会表彰式、そして3月19日に中学校の卒業式に御出席を頂きました。表彰式につきましては、保護者、御家族や日頃活動をともしていただいている方々もお出かけいただきまして、厳粛と温かな雰囲気の中での式典となりました。改めて福生市の青少年の国内の活躍にとどまらない、世界的な活躍に誇りと期待を感じた次第でございます。また、団体の指導者の方々にも心からの感謝の念を持ったところでございます。

中学校の卒業式でございますが、委員の皆様には告辞の申し渡しをいただいたところでございます。各校特段の事故もなく、生徒の成長を感じられる式典で、無事に終了したとの報告を受けております。

それぞれの事業、式典におきまして大変お世話になりまして、ありがとうございます。また、この後、小学校の卒業式が予定されておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず最初に、至急案件として、また都内で児童・生徒の命に関わる残念な事案の新聞報道等がなされまして、本市といたしましては改めて、児童・生徒のいじめ、あるいは欠席児童・生徒の状態等の把握をきちんといたすように各校長宛に指導を喚起したところでございます。

欠席児童・生徒が本市でも大変心配なところではございますけれども、学校としては日々その安否の確認、健康状態等につきまして、生活の様子を逐一把握し、報告をいたすように学校長に指導していたところでございます。

学校教育関係といたしましては、委員長、加藤委員にも御出席を頂きました児童・生徒による音楽のまちづくりコンサートでございます。今年で4回目を迎えたところでございます。この演奏会でございますが、児童・生徒の成長や、学校の取組の非常に熱心な様子がよく伝わってまいりまして、本市としても大変誇れるレベルの高さを感じたところでございます。今後、このまちづくりコンサートにつきましては是非発展をさせていきたいと、中には小学校でも是非参加をしたいというところもあるようでございますので、委員の方々にも御相談申し上げ、是非発展をさせていきたいと考えております。

特に私がすごいなと、そのレベルの高さを感じたのは、中学校の3校合同の演奏でございました。本当に圧巻でございまして、鳥肌の立つ演奏だったと思っております。先ほど申しましたように、更なる充実に向けて支援策を検討してまいりたいと考えておるところでございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

卒業式については、先ほどお話を申し上げたとおりでございます。

昨日3月20日に、第4回中学生東京駅伝がございました。これにつきましては御案内のとおり都内50区市町対抗の公立あるいは私立学校の2年生による駅伝大会でございます。今年度は宮城県南三陸町の中学生が特別参加をしたことで大変温かな雰囲気で行われました。

本市の成績でございますが、子どもたちはなかなか練習時間がとれない中で市内の合同チームでやってきたところでございますが、子どもたちは本当にひたすらゴールを目指して、持てる力を十分に発揮してくれました。この大会には、昨年に続きまして、加藤市長自ら応援に駆けつけてくださって、陣頭で応援をしていただきました。この指導に当たっております校長をはじめとする各担当教員には感謝をいたすとともに、特に力走してくれました子どもたちに拍手を送りたいと思っているところでございます。

順位でございますが、本年度は、男子が51地区の中で48位でございます。女子が50地区中45位ということで、非常に小さな自治体の中で、子どもたちは大健闘してくれたなど、保護者の方々にもかなりの方々に応援いただきましてありがたいと思ったところでございます。

この後の学校関係の予定を入れておりますが、特に小学校卒業式、小中学校の新年度の入学式等につきましては何とぞよろしくお願い申し上げます。

続きましては社会教育関係でございますが、ふっさっ子の広場の機構会議を3月18日に開催をいたしました。本年度の事業実施状況ということで、参加の児童数、サポーター等も徐々に増えておりまして、各校広場とも児童の健康安全を軸にして、良好かつ順調な運営状況であるという報告がなされたところでございます。児童の成長のみならず、学校職員との関連も大変深くなっておりまして、安心をしたところでございます。今後も本市としての大変重要な施策と位置付けておりますので、この事業につきましても更なる発展をさせていきたいと考えているところでございます。

それから、福生市の動向といたしましては、福生市防災会議が3月11日に行われました。ここでは福生市地域防災計画改定素案が事務局から示されまして、この会議におきまして、その案が同意をされたところでございます。特に今回、発災時の避難所運営につきまして具体的に提案をされまして、今後これを受けまして、特に学校が避難所になってございますので、学校といたしましては、これまでの避難訓練あるいは安全指導とも関連の中で、地域と保護者と一体となって進めていく避難訓練等の必要性が出てくると感じておりまして、早速次年度にそういった計画を盛り込んでいくといった検討をさせていただくところでございます。

それから市議会についてでございますが、2月26日から3月26日で、まだ最終日の議会を控えておりまして、第1回定例会が行われております。一般質問では10名の議員からそれぞれの教育課題につきまして御質問をいただいたところでございます。

特に予算審査特別委員会におきまして、学校図書館司書への関心が大変高うございまして、大多数の方から意見をいただいたところでございます。新規事業ということもございまして、今後教育委員会、私どもといたしましてもこの事業につきましては、この後担当の館長より提案がありますが、是非充実をさせ、また発展をさせていかなければならない、何よりも子ども

もたちにその活動の成果を出していきたいと考えているところでございます。

幾つかの案件や質問が、議員からの関心の高いテーマとして出されておりますが、今後、教育振興基本計画の改定と併せまして、是非そちらに反映させるべく、また改めて委員の皆様にご相談申し上げたいと考えているところでございます。

本日も案件がまた多数になっておりまして、時間を要しますが、何とぞよろしくお願い申し上げます。

委員 長 教育長からの報告が終わりました。質問がありましたらお願いいたします。

加藤委員 質問ではないのですが、私も一言言わせていただきたいと思います。先ほどの教育長の報告にありましたように、児童・生徒による音楽のまちづくりコンサートは本当にとてもすばらしいもので、年々その成果が出てきていると思えました。是非、練習が少ない中でも、これからも頑張りたいと思います。

そしてもう一つは、去る3月2日に市民会館の小ホールで福生日本文化子ども教室日本舞踊勉強発表会を見させていただきました。これは第3回目でしたが、今回は親子共演をテーマにしております、保護者の方々が舞台に関係するようになって、積極的に日本文化を通しての、舞踊だけではなく、日本の古くから伝わる礼儀作法までも御指導いただいているのだということがわかりました。この後も是非練習に励んで、続けていただきたいと思いますので、皆さんよろしくお願い申し上げます。

委員 長 ありがとうございます。ほかにございますか。

質問ではないのですが、一昨日、3月19日に、福生市交通安全対策協議会に教育長とともに出席いたしました。こちらでは平成25年度福生市交通安全実施計画と平成25年度福生市交通安全運動実施要領について話し合われたのですが、今年度の福生市交通安全実施計画の中に教育委員会として取り組む事項も何点かございました。これもこれからの教育の中に盛り込んでいく必要もあるかと思っております。

その中で1点、小学校長会代表の先生から福生市で小学生の自転車に乗る時のヘルメット着用が少ないのではないかと、危険を感じるというお話がありました。交通安全のパンフレットの中には、子どもにはヘルメットを着用させましょうという項目が入っておりますので、ヘルメットの着用を推進していくという方向にも話が入ってまいりました。これをどのように

推進していくかは今後の課題になってくると思いますけれども、一つの報告としてお知らせいたしておきます。

そのほかよろしいでしょうか。

それでは、教育長報告を終わります。

次に、日程第4、議案第27号、福生市外国人学校保護者補助金交付要綱の廃止についてを議題といたします。

庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第27号、福生市外国人学校保護者補助金交付要綱の廃止について説明をさせていただきます。

提案理由でございます。平成24年度をもって福生市外国人学校保護者補助金の交付を廃止したいため、本案を提出するものでございます。

平成6年度より外国人学校に在席する外国籍の児童及び生徒の保護者に対して補助金を交付し、保護者の負担軽減を図ってきたものでございますが、事業実施当初と社会情勢も変わり、児童・生徒に対する福祉的支援が充実してきていること、日本人児童・生徒の保護者に対して同様の補助を行っておらず、公平性に欠けること等の理由によりまして本年度をもって本事業を廃止し、その根拠となる要綱を廃止しようとするものでございます。

なお、事業廃止につきましては、現在受給している方に対しては文書をもってお知らせをし、また広く市民に対しては教育広報及びホームページによりお知らせをいたします。

説明は以上でございます。御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

ただ今庶務課長から御説明ございましたが、おわかりになりましたでしょうか。よろしいですか。

ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第27号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可決することといたします。

委員長 次に、日程第5、議案第28号、平成25年度中学校第1学年における教員加配の配置についてを議題といたします。

参

参事より内容説明をお願いいたします。  
事 日程第5、議案第28号、平成25年度中学校第1学年における教員加配の配置について、提案理由並びにその内容について説明申し上げます。

まず提案理由でございますが、平成25年度における福生市立中学校第1学年につきまして、きめ細やかな指導をするための教員を加配したいため、本案を提案するものでございます。

平成24年度につきましては、中学校入学後の生活や学習の変化に対応できずに不登校やいじめが増加するといういわゆる中1ギャップを予防、解決するための教員加配の基準が1学級37人となりまして、第1学年の入学予定者数が117名であった福生第三中学校での適用となりました。同校では加配される教員1名を学級規模の縮小には活用せずに、1学年をそのまま1学級39名の3学級として加配教員を加えた6名の教員を各学級に2名、担任1名と副担任1名として配置することで、実質的な複数担任制を導入し、担任と副担任が学級活動において協力し、生徒とのコミュニケーションの機会を増やすことで、生徒の不安や課題の早期発見、早期対応に取り組む体制をとりたいという意向を受けまして、平成24年3月22日の教育委員会定例会で加配教員の配置に係る御決定を頂戴いたしたところでございます。

さて、本案の内容でございますが、平成25年度につきましては、平成25年2月14日に東京都教育庁地域教育支援部義務教育課からメールで、平成25年第3回東京都教育委員会定例会において、小学校第2学年及び第1学年、中学校第1学年にあつては、1学級の児童又は生徒の数を35人として学級を編制することができるとの施行予定案が示されたところであります。告示が平成25年3月末で、正式通知はそれ以降となりますが、この基準にのっとった学級編制等の調整が現在進んでいるところでございます。

本市におきましては、この平成25年度の適用対象となる学校は福生第一中学校と福生第二中学校であります。ともに加配教員を学級規模の縮小に活用し、きめ細やかな生徒指導に第1学年の段階で努めたいという意向を確認しております。具体的には、第一中学校の第1学年入学予定者数が152名であり、40人学級で、1学級38人の4学級になります。35人学級で、1学級30人から31人の5学級となる予定であります。また、第二中学校につきましては、第1学年の入学予定者数が189名であり、40人学級で、1学級が37人から38人の5学級、35人学級で、1学級が31人から32人の6学級となるところでございます。

中1ギャップの要因の一つには学習環境の変化がございます。小学校の学級担任制から中学校の教科担任制への移行は、子どもたちにとって教員が考えている以上に大きな変化でありまして、この変化に対応できずに学習面でつまずいてしまうケースが少なくありません。そこで1学級の人数を減らすことでよりきめ細かい生徒理解が可能となり、生徒の不安や課題の早期発見ができることが期待されることから、平成25年度福生市立中学校第1学年につきましては学級規模の縮小に加配教員をそれぞれ配置いたそうとするものでございます。

以上、御審議を賜りまして原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。  
ちなみに第三中学校の入学予定者は何人でしょうか。どのような形になるのでしょうか。

参事 第三中学校につきましては、平成25年度の新1年生の入学予定者数が現在84名でございますので、40人学級を導入しますと1学級21人から22名の3学級編制になります。

委員長 ほかに質疑はございますか。  
ないようでしたら質疑を終わります。  
お諮りいたします。議案第28号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第6、議案第29号、学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱についてを議題といたします。

主幹より内容説明をお願いいたします。

主幹 それでは、議案第29号、学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱につきまして御説明を申し上げます。

学校における児童・生徒等の健康の保持・増進を図るため、学校保健安全法第23条第3項の規定に基づき、次の方々を平成25年4月1日から学校医、学校歯科医、学校薬剤師に委嘱するものといたします。

まず、学校医といたしましては、波多野嗣久氏を福生第二小学校の学校医に、瀬在秀一氏を福生第三小学校の学校医に委嘱いたします。

次に、内倉義宣氏を福生第五小学校の学校歯科医に委嘱いたします。

また、萩原俊秀氏を福生第四小学校の学校薬剤師に委嘱いたします。

このほかの学校医、学校歯科医、学校薬剤師につきましては、今年度に引き続き来年度も各学校で継続となる予定でございます。

以上、御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。

質疑がありましたらお願いいたします。

これは変更された方の学校医、歯科医、薬剤師ということでよろしいでしょうか。

主幹 はい。

委員長 ほかに質疑はございませんか。ないようでしたら、質疑を終わります。お諮りいたします。議案第29号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第7、議案第30号、福生市社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。

生涯学習推進課長より内容説明をお願いいたします。

生涯学習推進課長 それでは、日程第7、議案第30号、福生市社会教育委員の委嘱について説明申し上げます。

社会教育委員の委嘱につきましては、福生市社会教育委員の設置に関する条例第5条の規定に基づきまして、次の者を社会教育委員として委嘱するものでございます。同条例によりまして委員の定数は10人と規定されております。また、福生市社会教育委員の委嘱に関する選出基準に基づきまして、学校教育関係者及び社会教育関係者として7名、学識経験者として3名を委嘱いたそうとするものでございます。

候補者につきましては、新任の方のみを御紹介いたしますと、福生市公立小中学校校長会からは西山多恵子氏、福生市文化協会からは小山信一氏、特定非営利活動法人福生市体育協会からは奥村雄二氏、福生市公立小中学校PTA連合会からは大野文明氏、福生市社会福祉協議会からは中村瑞穂氏が推薦されました。また、学識経験者の新任の委員としては前里恵氏でございます。この方は平成19年12月1日から主任児童委員をされていた方でございます。ほかの4名につきましては再任でございます。

以上、10人の委員候補者の任期は平成25年4月1日から平成27年3月31日までの2年間でございます。

説明は以上とさせていただきます。御審議を賜りまして原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

委員 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。  
ほかに質疑はございませんか。ないようでしたら質疑を終わります。  
お諮りいたします。議案第30号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員 長 御異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第8、議案第31号、福生市公民館運営審議会委員の委嘱についてを議題といたします。

公民館長より内容説明をお願いいたします。

公民館長 それでは、日程第8、議案第31号、福生市公民館運営審議会委員の委嘱について説明いたします。

福生市公民館運営審議会委員の委嘱につきましては、社会教育法第30条及び福生市公民館条例第17条の規定に基づき、次の者を公民館運営審議会委員として委嘱するものでございます。福生市公民館条例によりまして、委員の定数は10人以内と規定されており、学校教育及び社会教育の関係者として6名、家庭教育の関係者1名、学識経験者1名、公募による市民として2名を委嘱候補者とするものでございます。また、委嘱に関する選出基準につきましては、平成25年1月25日に行われました第1回教育委員会定例会において御決定を頂きました一部改正の内容に基づいております。

候補者につきましては、新任の方を御紹介いたします。社会教育関係者として、本館利用者連絡会から榎本君子氏、白梅利用者交流会から田中宏幸氏、福生市文化協会からは北島浩子氏、家庭教育関係者として福生市社会福祉協議会から吉田富美子氏が推薦されました。また、公募による市民は、前回の第2回定例会にて御報告いたしました、伊藤覺氏と関根孝明氏の2名でございます。他の4名については再任でございます。

以上、10人の委嘱候補者の任期は平成25年4月1日から平成27年3月31日までの2年間でございます。

以上で説明とさせていただきます。御審議を賜りまして原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。  
質疑がありましたらお願いいたします。ございませんか。  
ないようでしたら質疑を終わります。  
お諮りいたします。議案第31号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第10、報告第13号、平成24年度学校評価の報告についてを議題といたします。

参事より内容説明をお願いいたします。

参事 日程第10、報告第13号、平成24年度学校評価の報告についてでございます。

まず、この総括表のつくり方について説明申し上げます。各学校の校長が学校経営計画を立てます。それに基づき作成をいたしました学校自己評価シートにより自己評価をいたし、校内で意見調整の上、学校としての改善策を作成します。次に、学校関係者評価総括につきましては、各学校年3回程度の学校評議員の会合を設定いたし、その中での意見をまとめ、改善策としてまとめております。この自己評価と学校関係者評価を総括した形で来年度に向けた改善策を盛り込みながら、総括評価として記載をしているところであります。

それでは、総括表に基づき、各学校の学校評価におけますポイントとなる点につきまして、10校の報告をいたします。

まず、第一小学校でございますが、明確な学校経営方針に基づく教育活動が計画的、組織的に進められておりまして、自己評価における肯定的評価も94%と高く、この2年間で確実に学校改善が進んだと言えます。特に平成24年度につきましては都立羽村特別支援学校が取り組まれた専門性向上プロジェクトに本市の代表として参加をいたし、児童の技能の向上とともに自尊感情の育成において成果を上げたところでございます。平成25年度につきましては、各授業において言語力を高める活動を効果的に設定することで授業改善に努め、更なる学力の向上を図るとしているところであります。

続きまして、第二小学校でございますが、平成23年、24年度の2年間、東京都の人権尊重教育推進校として意図的、計画的に人権教育に係る研究

を進めてきました。平成25年2月1日の研究発表では、高齢者や障害者に係る人権課題を授業の柱に据え、公開授業を行い、成果発表となったところでございます。一方、同校においては、確かな学力の定着が長年の最重要課題であります。東京都が行っております学力向上を図るための調査等の結果を組織的に分析し、授業改善に生かすとともに、家庭学習の習慣化や学習支援ボランティア等を活用した補習教室の実施と組織的な取組を継続的に行っておりますが、目に見えた成果がなかなか出ていない現実がございます。今後、指導室としても重点的な支援が必要であると捉えているところであります。

次に、第三小学校でございます。校内研究のテーマを、全ての児童の理解を深める授業づくりとして、児童の実態に応じた授業改善に取り組むとともに、読む力を高めるために、朝学習や学習活動を通じた音読指導の徹底及び地域学習ボランティア等を活用した継続的な放課後等の補習により、徐々にではありますが、その成果が学力調査等にも表れているところであります。また、第一中学校との間で、小中学校における生活スタンダードを作成し、チャイム着席、廊下歩行、靴箱の整頓、無言清掃等の徹底を図っております。今後は、教育の一貫した内容に係る取組への発展に期待したいところでございます。

続きまして、第四小学校であります。同校につきましては、知・徳・体のバランスよく育成すべく、様々な教育活動を着実に実行し、成果を上げていと捉えております。特に、学力向上では、本年度、理科・生活科を研究教科に設定し、子どもたちが気付きや学びを生かし、深く考えることができるようになることに視点を置き、研究授業等に取り組む、成果を上げておるところであります。平成25年度につきましては、独立行政法人科学技術振興機構が進めています、サイエンスパートナーシッププロジェクト、いわゆるSPPと言っているものでございますが、その授業及び東京都の理数教育フロンティア校にも申請しており、より一層の研究に取り組む予定であります。

続いて、第五小学校でございます。今年度、市の研究奨励としての2年目に当たり、主体的な学習態度を身に付けさせる指導法の工夫というテーマで研究に取り組み、この研究の成果発表をしたところであります。その中で、効果検証を図ってきた児童の主体的な学習態度を育てるための15の手だてにつきましては、現在その定着に取り組んでおり、研究から実践につながっている点が、非常に評価できるところであります。平成25年度

につきましては、東京都の言語活動に係る研究の委託、ICT機器の活用授業の推進、そして家庭学習の習慣化に向けた取組を進めるとともに、小中一貫教育化に向けた取組、五小サポータースタッフという、五小型の学校支援地域組織の活用を、重点的に進めていく予定であります。

続いて、第六小学校でございます。今年度、東京都のOJT推進指定校として学校組織の改善に着手しながら、ベテラン教員と若手教員を組み合わせた授業力向上に組織的に取り組むことで、学校全体の質の向上を目指しました。具体的には、職層のライン機能を生かした組織を構築し、諸会議の正常化に取り組むとともに、教育センターの授業力アドバイザーを活用した若手教員の授業力向上にも取り組み、一定の成果を見ております。地域、保護者から信頼される学校づくりを推進していくためには、これまで以上に校長がリーダーシップを発揮し、組織的、継続的な取組につなげていく必要があると考えているところであります。

小学校の最後でございますが、第七小学校につきましては、平成24年度、できる喜びを味わう体育学習について校内研究に取り組み、特に器械運動領域の研究において、児童の運動への意欲や運動技能の向上につながったところであります。学力向上につきましては、授業規律の確立や授業形態の工夫に焦点を当て、毎週木曜日の学年会において、その実践の見直しを行うなどして、継続的に取り組んでいるものの、学力調査での数字的な成果には十分に表れているとは言えず、調査結果にも表れる学力に係る課題分析をより綿密に行い、実態に即した授業改善に取り組む必要があると捉えております。

続きまして、中学校でございます。まず、第一中学校では学力における二極化の解消を目指し、授業主題の明示や発問の工夫、授業の中で教え合いタイムを導入するなどして授業改善に取り組み、そのことで生徒の授業への積極的な参加が見られるようになっております。ただ、まだ学ぶ集団には至っていない現状があるため、更なる組織的な授業改善が必要であります。また、健全育成につきましては、これまでの取組を踏まえ、班という小集団による活動を機軸としたリーダー層の育成に重点を置いた取組により、学校をよくするために積極的に考え、協力するという生徒アンケートでは7割を超える肯定的評価となり、大きな成果を上げたところであります。今後は、学力向上の課題に即した実践的な校内研修を進め、教員の指導力を向上させるとともに、学習、生活支援体制の構築が求められるとしております。なお、同校は、平成24年度東京都教育委員会職員表彰にお

きまして、健全育成の推進で団体表彰を受けたということを改めて御報告申し上げます。

続いて、第二中学校でございますが、平成24年度、市の研究奨励校の1年目であり、研究テーマを、夢と希望に向かってたくましく生きる生徒の育成として、自己肯定感を高める指導の工夫に取り組んでいるところでございます。特に、生徒の心に焦点を当てた心理検査を実施し、集団の特性を見極めながら学校経営に生かすという研究については、着実に成果を上げております。平成24年度の研究において明確になった生徒理解や教育活動における課題を踏まえ、いかにして学力向上につなげていくかが、大きな研究課題であります。なお、同校の研究発表につきましては、平成25年11月8日金曜日に開催される予定であります。

最後に、第三中学校でございますが、義務教育9年間を見通した一貫性のある教育活動を行い、教育効果を上げることを目指し、生徒理解を通し学力向上を図るとして、第五小学校、第七小学校を加えた第三中学校区としての小中連携授業に計画的に取り組んでおりまして、平成24年度については、学習、生活指導、児童会・生徒会活動、そして環境教育の4分科会を設定し研究を進めており、一定の成果を見ていると捉えております。また、学力向上につきましては、授業改善はもとより、放課後の学習支援も実施し、着実な取組を進めておるところであります。平成25年度につきましては、よりわかりやすい授業を展開するために、ICT機器の活用の推進及び特別支援教育の手法を取り入れた教育環境の整備に取り組んでまいります。

以上、小学校7校、中学校3校の学校評価の報告でございます。

なお、この評価結果につきましては、既にその一部を学校便りなどで知らせている学校もございしますが、この教育委員会の後、各学校のホームページ等にも掲載し、広く公開した上でこの評価を生かした来年度の学校経営に反映させるよう指導をしてまいりたいと存じます。

委員長 内容説明は終わりました。

質疑がありましたらお願いいたします。

この総括表ですけれども、各校長先生がまとめられるのはとても大変だったと思います。この枠内で私たちや市民の方にいかにアピールするかというのが、先生方の能力であるのかと思いますが、どの学校も学力向上ということに力を入れて、どうしたら伸びるかという意気込みというのはよく見えてくる気がしました。全国や東京都のテストから、その結果を、今

後の課題を見つけ出して、どう進んでいくかを各学校で思索して下さっています。先ほど、参事の報告にございましたように、やっけていてもなかなか効果が見えてこない学校と、効果が出てくる学校とあるようですが、なかなか効果が出ないところには、是非とも教育委員会が支援してあげるのが私たちの役目かなとも感じました。その辺りどうぞよろしくお願いいたします。

ほかに質疑はございますか。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第13号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、報告第13号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第11、報告第14号、福生市立学校教職員辞令伝達式についてを議題といたします。

参事より内容説明をお願いいたします。

参事 日程第11、報告第14号、福生市立学校教職員辞令伝達式についてでございます。

平成25年度の辞令伝達式の日程でございますが、まず平成25年4月2日火曜日、福生市民会館3階にございます第4、第5集会室におきまして、実施をいたします。時程につきましては、午後1時30分から校長及び副校長、午後2時から新規採用教員及び転任教職員、午後3時から主幹教諭昇任者及び担当主幹教諭並びに必置主任のそれぞれの辞令伝達を行いますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

ほかにないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第14号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、報告第14号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第12、報告第15号、福生市特別支援教育センター(仮称)開設検討委員会での協議内容についてを議題といたします。

教育センター主幹より内容説明をお願いいたします。

教育センター主幹     それでは、日程第12、報告第15号、福生市特別支援教育センター（仮称）開設検討委員会での協議内容について報告をいたします。

去る平成25年2月12日に、指導室から3名、幼稚園、保育園を所管しております子ども育成課から1名、障害福祉課から2名、保健センターの所管課であります健康課から2名、子ども家庭支援センターの所管課であります子育て支援課から2名、学校施設等の管理を担当しております庶務課から2名、合計12名の委員の方が出席され、開催いたしました。

協議の内容についてでございますが、関係各課の特別支援教育に係る取組の現状や課題等についての報告がございました。

指導室からは、福生市特別支援教育推進計画第二次計画に基づきまして、平成24年7月から、幼稚園、保育園を臨床心理士が定期的に訪問を始めたこと、ここでは臨床心理士と保育士が、特別な支援が必要だと思われるお子さんについての接し方、支援のあり方などについての話し合いの場を持ちました。保育士も、特別な支援の必要なお子さんがいても、なかなか保護者に伝えることは非常に難しく、今後は、専門の臨床心理士と保護者がどのようにつながり、特別な支援を必要とするお子さんの現状を、保護者の方に御理解していただくかが、課題になってくると思います。平成24年度は、臨床心理士が各園を3回訪問することができましたが、平成25年度は、できれば各園を月1回程度訪問し、保護者の方の理解を得た上で、就学相談につなげていきたいと考えております。また、平成25年度には、福生第三中学校に通級指導学級が開設され、その背景としては、通級指導学級の利用者が増えている現状等を説明いたしました。

次に、障害福祉課からは、特別な支援が必要なお子さんは、早期発見、早期療育が必要であることから、1歳6カ月健診、3歳児健診等の時に、気になる点について、いつでも相談をしてくださいという内容のリーフレットを配布しているとの説明がございました。また、未就学児を対象とした通所訓練施設である児童発達支援事業や、小学生以上を対象とした放課後等デイサービス事業を行っているとの報告がございました。平成25年度からは、児童館の指定管理を受けているNPO法人が、武蔵野台に、福生市では初めての、児童放課後デイサービス「歩っ歩（ぼっぼ）」を開設するとの報告がございました。

健康課からは、乳幼児健康診査では、発達障害等の判断がつかないお子さんがいると、その場合には、乳幼児経過観察検診や乳幼児発達検診などで様子を見ており、発達障害等ではないかと判断された場合には、専門の

医療機関等に伝えているそうですが、ここでも保護者の方の納得をいただけないことが最大のネックであるというお話がございました。

子育て支援課からは、子ども家庭支援センターに就学前児童の発達に関する相談があった場合は、保健センターと連携して医療機関につなげるよう勧めているそうですが、保護者へどのように説明をし、また説明しても保護者の方が納得していただけないのが一番の悩みであるということがございました。

幼稚園、保育園を所管しております子ども育成課からは、保育園では障害のある幼児がいる場合には保育士の加配があり、平成24年度は12園で27名の対象者がいたということでございました。幼稚園につきましては4園で、9名の対象者がいるとのことでしたが、市から教諭等の加配はないとのことございます。また、平成21年度から、全ての幼稚園、保育園の通園児童について、就学先となる小学校へ、幼稚園幼児指導要録、保育所指導要録を送付することになっておりますが、実際には送付していない例もあったことから、今年度からは、子ども家庭部長名で、全幼稚園、保育園へ送付したとの報告がございました。

庶務課からは、福生第三中学校の通級指導学級の開設について説明がございました。また、給食センターの建替えに伴いまして、福生三小、福生四小の現在の給食センターの跡地を特別支援教育センターとして利用可能ではないかとの意見がございました。ハード面については給食センターの跡地だけではなく、現在の子ども応援館との活用も含めてトータル的な面から考えていく必要があるのではないかと意見が出ました。

関係する各課で話し合ったのですが、どこの課でもお子さんの状況をどのように保護者に伝えて、御理解をいただいた上でどのように医療機関につなげていくかが一番の課題でございます。この点に関する特別支援教育センターの役割もあると思われまます。

今後も、福生市特別支援教育センターの開設検討委員会の会議内容につきましては、随時報告をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

一つお伺いしてよろしいでしょうか。子ども育成課の保育園、幼稚園に障害のある児童がいた場合の保育士、教諭の加配ですが、これはどこから加配されるものですか。福生市の保育園に関して、来年度から市立保育園

がなくなります。みんな私立保育園ということですが、加配はどこからされるものですか。

教育センター主幹 担当課である子ども育成課保育係からです。市の補助金と都からの補助金と合わせて月額約18万円が加配として補助されます。

委員長 市と都の補助金から加配ができるということですが、その申請はどのようにされているのですか。

教育センター主幹 保育園から子ども育成課に診断書等を添えて申請されます。

委員長 先ほど18万円の補助とおっしゃいましたが、実際何人ぐらいつままでその補助金で加配が可能なのですか。随分支援を要するお子さんが増えてきていますが、いかがですか。

教育センター主幹 その場合は、現場を見て調整をしているようでございます。一人に一人の加配ということではなくて、全体を見回しまして加配をするという形です。

委員長 わかりました。これから幼稚園、保育園から小学校へつなげていくという連携も大事になってきますので、私たちもその辺りも注目して考えていかなければいけないと思っております。

徳永委員 最初に問題行動がわかるのが、児童館が結構多いようですが、幼稚園、保育園に上がる前に、近所の児童館を利用するお母さんは多いと思います。そこでの職員の方が子どもの専門家という形で見てくれているというケースを聞ききますが、児童館の代表者というのはどこのどの方になるのですか。

教育センター主幹 児童館を所管しているのは子ども育成課で、今NPO法人が運営しております。

委員長 私も自分の孫が保育園へ行っているものですから、そこで気が付いたことなのですが、保育する方も、発達障害についての知識やどのように子どもを扱うかという研修が、とても大事ではないかと思えます。何となく発達障害という言葉はわかっているけれども、実際には、子どものどういったような状態、様子、どのようにその子どもを扱っていけばいいかという、ある程度専門の研修も必要な気がします。保育園の先生にお伺いしましたら、よく研修に行っていられる先生は、大体お子さんを見れば様子がわかっていくと聞いております。ただ、すぐに関係機関につなげるだけではなく、そういう知識を持っていただければいいのかなと思いました。

加藤委員 広汎性発達障害というのは、どういう症状でしょうか。保育園27名、幼稚園9名ということですが、

教育センター主幹 社会性の獲得やコミュニケーション能力の獲得といった、人間の基本的な機能が成長段階に追いついていないという発達の遅滞症状です。

委員長 自閉症とか、アスペルガー症候群とか、ADHDとか、そういうお子さんも含まれているのではないかと。コミュニケーションがうまくとれないような、社会生活になじめないとか。

加藤委員 じっとしてられないとか。

委員長 それもありますね。一概には難しいと思いますけれども。

加藤委員 やはり早期発見ということが大事かもしれないですけども、まだ小さいからできなくても当然だと、親御さんからするとそのように解釈したいと思うのです。その辺りの見極めが専門家の方に巡回していただくとか、見ていただければ、親御さんも納得する部分が出てくるのかと思います。

渡辺委員 これは前回もお聞きしましたが、要するに開設に向けた庁内の会議ですので、具体的になったときに、今おっしゃったような専門性の方や児童館の方とか、そういった方が皆さんで関わっていくと思いますが。これはあくまで設置に向けた庁内会議だということではないかと思っております。

参事 その通りです。

渡辺委員 ですから、これが決まって、その次の段階では、色々な方の御支援が必要になってくるかと思えます。

教育長 今、渡辺委員のおっしゃるとおりなのですが、基本的には今問題点を出し合っていて、それぞれ児童に関わっている各所管が、それぞれの部署で抱えている問題点を出し合っていこうとしております。その中で総合的な支援体制、一体的な支援体制の組織、機能が必要なのかどうかということを検討していかなければならないと考えております。今回の議会でもかなり重複していて、情報だけはそれぞれが持っているという状態ですから、それを何とか教育との関連性をもう少しスムーズに、適時に保護者や子どもたちに支援ができないかということです。

それから、広汎性発達障害につきましては、最終的には医師の判断が必要ですので、いかに医療につなげていけるかということになると思います。あくまでも従事して日々見ている方々というのは、職員の気付きはありますけれども、最終的には気付いて保護者に理解を求めて、医療にいかにつなげられるかが大きな役割になってくると考えていまして、そういう総合的な、一体的な支援体制をどう構築できるか、それぞれの現状においてどんな問題点があって、どういう仕事の中で課題の意識を持っているかを取りあえず出してみようというところがございますので、どう構築するかと

というのは、ちょっと先のことになってくると、今後こういう話し合いを重ねていく中で方向性を見出していきたいと考えております。

委員長 ほかには質疑はございませんか。ないようでしたら、質疑を終わります。お諮りいたします。報告第15号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、報告第15号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第13、報告第16号、福生市小中一貫教育推進委員会の設置についてを議題といたします。

主幹より内容説明をお願いいたします。

主幹 それでは、報告第16号、福生市小中一貫教育推進委員会の設置につきまして御説明を申し上げます。

各中学校区におきます小・中学校の連携した取組や、小中連携から小中一貫教育を推進するための、福生市小中一貫教育推進委員会を設置することにつきまして、次のとおり報告をいたします。

本推進委員会の設置につきましては、既に平成25年第1回教育委員会定例会に御報告いたしておりますが、このたび本推進委員会の設置要領をまとめましたので、その内容について改めて御報告を申し上げます。

設置要領の第1条では、本市の小・中学校において小中一貫教育の推進に向けた具体的な方策を検討するため、福生市小中一貫教育推進委員会を置くことを示しております。

また第2条では、本推進委員会の所掌事項といたしまして、小・中学校の施設が分離している条件の下での、小中一貫教育の考え方及び具体的な取組に関する事、また目指す子ども像や組織、カリキュラム等に関する事、小中一貫教育推進のスケジュールに関する事などを示しております。

更に、第3条では、本推進委員会の組織といたしまして、委員長と副委員長を置きまして、各学校から1名の委員とともに、本推進委員会を構成するということを示しております。

第4条におきましては、委員の任期を平成26年3月末日までといたしまして、第5条で会議について、第6条では庶務についてをお示しをしております。

なお、附則といたしまして、この要領は平成25年4月1日から施行することといたしております。今後、平成25年4月16日に第1回小中一貫教育推進委員会を開催し、各中学校区での取組について協議をするとともに、学期に1回程度の委員会におきまして、各中学校区での協議にとどまらずお互いに情報交換、情報共有を行うことによりまして、他の中学校区の取組への理解や認識を深めて、各中学校区の取組に反映させられるようにしてまいります。そして、本推進委員会での協議内容等は適宜、教育委員会、校長会等にも報告いたしまして、市の全体として小中一貫教育の実施に向けた取組を推進してまいりたいと存じます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。  
ほかに質疑はございませんか。ないようでしたら、質疑を終わります。  
お諮りいたします。報告第16号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、報告第16号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第14、報告第17号、福生市特別支援教育推進計画第二次計画推進委員会の設置についてを議題といたします。

主幹より内容説明をお願いいたします。

主幹 それでは、報告第17号、福生市特別支援教育推進計画第二次計画推進委員会の設置につきまして御説明を申し上げます。

本市では、平成24年度より、新たに福生市特別支援教育推進計画第二次計画に則り特別支援教育を推進しているところでございます。同時に、その具体的施策を検証し、必要に応じて見直しを行うとともに、平成27年3月策定予定の福生市特別支援教育推進計画第三次計画に向けて検討を進めるため、福生市特別支援教育推進計画第二次計画推進委員会を設置いたしました。

この設置要領は、平成24年8月17日からの施行でございますが、平成25年度につきまして、新たな箇所が追加変更となっております。まず第2条の推進委員会の所掌事項といたしまして、第5項に福生市特別支援教育センター（仮称）開設に関することを新たに加え、調査、検討を行うこととしております。

次に、第4条、委員の任期といたしまして、平成26年3月末日までといたしております。

なお、附則といたしまして、この要領は平成25年4月1日からの施行となります。

来年度も本市に新たに着任されました全ての教員に対しまして、年度当初に、福生市特別支援教育推進計画第二次計画の冊子を配布し、校内ではもちろんのこと、様々な会議や研修等において、本冊子の関係ページを説明しながら繰り返し活用するなどして、本市の特別支援教育の推進に努めてまいります。そして、本推進委員会において引き続き本計画の検証及び必要に応じた改善等を検討してまいります。

委員長 内容説明は終わりました。

質疑がありましたらお願いいたします。質疑ございませんか。

ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第17号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、報告第17号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第15、報告第18号、平成25年度福生市立学校教員研修についてを議題といたします。

指導主事より内容説明をお願いいたします。

指導主事 それでは、日程第15、報告第18号、平成25年度福生市立学校教員研修について御報告いたします。

研修案内には、年次研修等の法で定められた悉皆(しっかい)研修を含めて、市内で行う教職員の研修をお示ししております。必修研修、階層研修以外は、各学校で希望を取りまとめ、指導室に研修の申込みを行い実施いたします。

平成25年度の研修案内における大きな変更点二つを報告させていただきます。一つは、4年次授業観察でございます。こちらは新規採用後4年目となる教員を対象に、授業観察及び協議会を行う研修でございます。平成24年度までにおいても既に実施しているものではございますが、平成25年度からは研修案内にも掲載することといたしました。その理由については後ほど報告第20号、福生市立学校4年次教諭授業観察実施要領にて説明いたします。

二つ目は、学校マネジメント講座の開設でございます。この研修は、東京都が平成25年度から学校リーダー育成プログラムの中に位置付ける研修

でございます。学校運営の中核を担う教員に、学校経営に参画するための資質、能力の向上を図り、教育管理職候補者の育成を狙いとした研修でございます。対象は30代の主任教諭で、任用後2年以上経過した教員に限定されており、原則1時間程度の講座を1回として合計8回行います。本市においては、4回分を本市の副校長対象の研修に充当させ、残りの4回は近隣市との共催で実施する予定となっております。

委員 長 内容説明が終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

渡辺委員 対象が希望教員だけの研修がありますが、必ず希望教員はいらっしゃるものですか。

指導主事 昨年度までにおいて希望研修では、必ず希望は出ている状態でございます。人数は、少なくとも10名程度の先生方に御出席いただいている状況でございます。

委員 長 対象者の決まっている研修と、今、渡辺委員がおっしゃったように任意で出る研修等につきましても、一人ひとりの先生が1年間にどれだけの研修を受けられたとか、何か記録として残るのですか。

指導主事 本市で行われております研修については、年度末に東京都に研修履歴として報告することになっております。

委員 長 それは全員の先生のもものが出るということでしょうか。

指導主事 はい。本市で行った研修についての報告でございます。

委員 長 ほかに質疑はございますか。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第18号は報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員 長 御異議なしと認めます。よって、報告第18号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第16、報告第19号、福生市若手教員育成研修3年次研修実施細目の一部改訂についてを議題といたします。

指導主事より内容説明をお願いいたします。

指導主事 それでは、日程第16、報告第19号、福生市若手教員育成研修3年次研修実施細目の一部改訂について報告いたします。

東京都若手教員育成研修3年次研修実施細目の一部改訂に伴い、本市における3年次研修の実施細目についても一部改訂いたしましたものでございます。

大きな変更点を申し上げます。年間指導計画及び授業観察への指導主事等の派遣における変更、追加でございます。平成24年度までは、校内における研修で3回以上の授業研究を行うこととなっておりますが、平成25年度からは、公開する授業研究として3回以上行い、そのうち1回以上は指導主事や研究指導員、他校の校長、副校長等に派遣を依頼し、授業観察を行うことと定めたものでございます。また、教育センター等における研修内容の中に実際の研修内容に合わせ、授業力の向上及び特別支援教育の推進についての内容を付け加えました。

委員長 内容説明が終わりました。  
質疑がありましたらお願いいたします。ございませんか。  
ないようでしたら質疑を終わります。  
お諮りいたします。報告第19号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、報告第19号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第17、報告第20号、福生市公立学校4年次教諭授業観察実施要領についてを議題といたします。

指導主事より内容説明をお願いいたします。

指導主事 それでは、日程第17、報告第20号、福生市公立学校4年次教諭授業観察実施要領についてを報告いたします。

4年次教諭授業観察については、報告第18号、平成25年度福生市立学校教員研修についての報告の中でも触れさせていただきましたが、平成25年度からは、本市において新たに実施要領を施行し、実施することとなりました。平成24年度までは、東京都が実施する研修体系にこの4年次教諭授業観察が位置付けられており、これを実施してきたのですが、平成25年度から、3年次研修の中に授業観察を取り入れることで、東京都の研修体系から4年次教諭授業観察がなくなりました。しかし、本市においては、採用後4年間で授業力を身につけさせることを目的として若手教員の育成を実施していることから、このたび、この授業観察は本市独自に実施することといたしました。この実施要領の施行に伴い、平成24年までと変更した点は、授業の指導助言者として指導主事や研究指導員だけでなく、他校の校長、副校長等からの指導、助言を依頼できることでございます。

委員長 内容説明が終わりました。

質疑がありましたらお願いいたします。

今御説明いただきましたけれども、東京都の3年次研修でやる授業観察を、福生では4年次でも独自でやるということですね。3年次と4年次の授業観察の違いというのが、今おっしゃったようにいろいろ御指導していただく先生を、市内ではなく、外部からお呼びするというのが一つの特徴ということですか。そのほかに何かございますか。

主 幹 3年次の研修におきましても、指導主事にかかわらず、他校の校長先生、副校長先生などで、いわゆる教科等の指導力の高い方々を講師として派遣できるように、3年次研修実施細目の授業観察への指導主事等の派遣にも記載しております。ただし、3年次対象の教諭と4年次対象の教諭になりますと30名近くになりますので、指導主事並びに研究センターの指導員の方々では十分に指導しきれないということもございまして、専門性の高い方々の力もお借りして指導を行っていきたいと考えております。それから、3年次、4年次ともに、学校の中では自己申告シートに位置付けて、今年度はこういったことを自分の授業力向上の目標としてやっていくという、校長先生との年度当初の面談の中で行って、また年度末に向けてもそういった報告などを行っていくことになりますので、3年次と4年次では授業力向上のためこの点に今年度は力を入れていきたい、発問に気をつけたい、板書を計画的に行うようにしたいなど、目標を持ってそれぞれが授業観察に臨むようにしてまいりたいと考えております。

委 員 長 よくわかりました。これまでの先生方の研修についての議題の中で見ても、先生方の資質の向上ということに東京都でも力を入れて、また福生でも力を入れてやってくださるということで、先生方に11指導力を学んで、身に付けていただいて、子どもたちに還元していただきたいと思います。

ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第20号は報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委 員 長 御異議なしと認めます。よって、報告第20号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第18、報告第21号、福生市立学校における電子メールの活用と利用基準についてを議題といたします。

参事より内容説明をお願いいたします。

参 事 日程第18、報告第21号、福生市立学校における電子メールの活用と利用基準についてでございます。

まず、情報セキュリティにつきましては、福生市情報セキュリティ規則及び福生市情報セキュリティ対策基準等で規定されておりますが、福生市立学校における電子メールの利用に係る明確な基準がございませんでした。そこで、これまでこういった形でメールを利用していたかと申しますと、福生市情報セキュリティ10箇条がございまして、これに基づいて、学校の管理職、校長、副校長と教育委員会事務局の間での電子メールを利用していた経緯がございました。その中で都の事務職員につきましては、これまで電子メールによる文書のやり取りは行っておりませんで、市にございます文書サーバーを通して各学校に文書を送付するようしております。当然時間的なタイムラグがあるなど、業務については、できれば電子メールを使えるようにしてほしいということ、校長会を通して要望いただいたところですが、その後指導室が情報システム課と何度となく協議をしてきた経緯がございます。

このたび福生市立学校におけます電子メールによる適正な文書の取り扱いを行うため、事務室において電子メールを利用できる環境を整えるに当たり、学校管理職も含めた福生市立学校における電子メールの活用と利用基準案を策定しましたので、本日御報告を申し上げますところであります。

まず、電子メールで送信できる文書の範囲を規定してございます。公務上必要な照会、回答、通知、依頼、送付、報告等のうち、1として学校及び相手方の秘密を保持する必要のないもの、2として個人情報に当たらないもの、ただし、やむを得ない場合については校長の許可の上暗号化、パスワード設定を行うこととしております。対象者につきましては都の事務職員を含めた都費負担職員としております。相手先でございますが、福生市教育委員会、福生市立学校、その他公務上必要なものとしており、平成25年4月1日から施行いたそうとするものでございます。

委 員 長 内容説明が終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

ほかに質疑はございませんか。

ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第21号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、報告第21号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第19、報告第22号、福生市営プール指定管理者募集要項についてを議題といたします。

スポーツ推進課長より内容説明をお願いいたします。

スポーツ推進課長 日程第19、報告第22号、福生市営プール指定管理者募集要項について報告いたします。

福生市営プール指定管理者募集要項について、平成25年3月4日に開催されました行政改革推進本部において検討し、本日の午後開催されます庁議において最終決定をすることとなっております。この間の変更、修正事項については、教育委員会の意見、行政改革推進本部での検討を反映したものととなっております。

本要項の最終決定は庁議において決定するものでございますが、庁議とそれから定例会との日程が逆転いたしました。指定管理者の募集要項の関係もございまして、日程が大変タイトになっておりますので、このような手順になってしまいましたが、何とぞ御了解をいただきたいと存じます。なお、庁議ではこの内容で承認されるように努めておりますが、万が一重要な修正等がございましたら各教育委員に持ち回りをし、報告をいたしたいと考えておりますので、よろしくどうぞお願い申し上げます。

最後に、このようなことになりましたことを深く反省し、おわびを申し上げて報告とさせていただきます。

委員長 内容説明が終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

要項には各教育委員の意見や考え方を織り込んでくださっているということですね。それでこの形ができたということですね。後は、今おっしゃったように議事の進行が逆になったところがありますけれども、今後その辺りに気を付けていただいて、正規の手順で進めるようお願いしたいと思います。

ほかの方、何か御質問ありますか。

渡辺委員 指定管理者は必ず来ますよね。来ないということはないのですよね。手を挙げないということはないのですよね。ある程度は想定されているのですよね。

スポーツ推進課長 資格や審査基準がかなり厳しいです。

渡辺委員 だからハードルを上げてしまうとどうなるかなと。

スポーツ推進課長 来ると思っております。御心配を頂いておりますが、最低でも1社は来ると思っております。

渡辺委員 わかりました。

委員長 最低でも1社は来ると想定されているわけですね。

ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第22号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、報告第22号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第20、報告第23号、福生市学校図書館運営連絡会の設置についてを議題といたします。

図書館長より内容説明をお願いいたします。

図書館長 日程第20、報告第23号、福生市学校図書館運営連絡会の設置につきまして御説明いたします。

なお、この学校図書館事業は、指導室と図書館との連携事業でございますので、私から御説明をいたします。

設置の目的でございますが、福生市立学校が設置いたします学校図書館の円滑な運営を図ることを目的とするものでございます。今回御報告いたします福生市学校図書館運営連絡会の設置でございますが、これは平成25年度に学校図書館に学校司書を配置することに伴いまして、学校図書館の全体的な運営や学校図書館同士、市立図書館との連携、協力を協議する場を設定しようとするものでございます。

まず、全体的な動きといたしまして、学校司書配置と市立図書館の支援につきまして御説明申し上げます。1点目といたしまして、学校図書館の役割を明記しております。読書センターとしての機能、学習・情報センターとしての機能、教員のサポート機能、子どもたちの居場所の提供、家庭・地域における読書活動の支援でございます。

2点目は学校図書館電算化事業でございます。何度か御説明しているところではございますけれども、平成24年度は、平成25年の1月から3月に、第三小学校、第七小学校、第一中学校の3校、平成25年度でございますが、4月から8月に、7校の電算化を予定しているところでございます。電算

化の内容でございますが、学校図書館で所蔵しております資料の目録データの電算化、バーコードの貼付、背ラベルの新調の3点でございます。

3点目の学校司書の採用、研修、配置でございますが、4月に5名の学校司書を募集し、6月からの配置を予定しております。採用後には研修を実施いたします。6月に、中央図書館及び各分館で図書館職員が研修を実施いたします。7月から8月は学校図書館整備を予定しております。8月末まで各学校図書館の電算化の準備を進めておりますので、それに合わせて9月から新しいシステムで開館できますように学校側と協議を進めて、5人の学校司書と私どもも参加いたしまして、7月から8月にかけて準備を進めたいと考えております。

準備作業は現在のところ、どこまで進むかというところは未定でございますが、9月からは各学校に学校司書の配置を予定しております。学校司書の勤務でございますが、1校当たり週2日、1日6時間でございます。5人体制といたしまして、一人が2校を担当いたします。また、週1日は中央図書館での勤務を予定しております。

4点目、学校図書館の電算システムの運用でございます。9月からは市立図書館の電算システムとの一体管理を実施いたします。システムでは市内10校の学校図書館の蔵書と市立図書館の蔵書を各校から検索できるようにし、必要な資料を協力、連携する体制といたします。

現在このような内容で学校図書館の整備を進めているところでございますが、今後、連携、協力を実施するためには調整の場が必要となつてまいります。そこで今回、学校図書館運営連絡会を設置しようとするものでございます。

学校図書館運営構成図の中の学校でございますが、校長、副校長の命令系統の中、学校図書館の運営で学校図書館担当教諭又は、司書教諭から学校図書館司書への系統の中で選書、除籍、貸出、読書案内、調べ学習などの計画と実施を行います。市立図書館でございますが、館長、係長の下に市立図書館学校図書館支援担当を置く予定でございます。図書館業務の研修、選書の場の提供、実務の相談と協力、資料提供、調べ学習の支援等を予定しております。教育委員会指導室でございますが、室長、係長、担当ということで、学校図書館全体の管理、図書購入等の予算執行、学校図書館嘱託員の採用、報酬、費用弁償等の支払い等の事務を行い、それぞれが関わる中で連絡会を設置するというところでございます。

次が福生市学校図書館運営連絡会の設置要領でございます。趣旨は、先ほど申しました学校図書館の円滑な運営を図ることを目的とするものでございます。

第2条、所掌事項でございますが、学校図書館全体の運営方針に関する事、以下6項目でございます。

第3条、組織でございます。連絡会は以下をもって組織するということで、教育委員会指導室長、小学校長の代表、中学校長の代表、市立図書館長でございます。

第4条は会長でございます。会長は指導室長を充てます。

第5条、部会の設置でございます。連絡会は指導主事、学校図書館担当教諭、市立図書館職員による部会を設置することができることを規定をいたしました。

附則でございますが、この要領は平成25年4月1日を施行日とするものでございます。

なお、現在、指導室と図書館では連携協力のための学校図書館運営マニュアルを作成中でございます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

加藤委員 本当に私の希望していたことが実現してきたと思っておりますが、学校司書配置や学校図書館の電算化など、望んでいたところなので、ありがとうございます。

先ほどの御説明の中で、平成24年度は三小と七小と一中、3校ということで、25年度の7校というのがどこの学校になるか教えていただきたいです。

図書館長 残りになりますので、一小、二小、四小、五小、六小、二中、三中の7校です。

加藤委員 順番はないのですか。4月から8月に同時に行うのですか。

図書館長 電算化事業を、緊急雇用創出事業を活用いたしまして委託をするわけでございますが、七、八人のスタッフで、順番に動いていくという形です。平成24年度につきましては一番最初に七小を行いまして、一中を行って、三小が終わったと聞いております。その作業メンバーが、一つの学校が終わったら次の学校というような形で進めていくということでございます。平成25年度の順番については、ちょっと私把握していないのですが、一つの学校当たり10日から2週間ほどで、当然各学校の受け入れ態勢がございますので、調整して8月中までには終わる予定でございます。

加藤委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

委員長 この要領の中の部会なのですけれども、部会の連絡会には指導主事、学校図書館担当教諭、市立図書館職員となっていますけれども、今度配置される学校司書の方はここの中には入られないのですか。

図書館長 この設置要領の段階では、学校司書の参加は、直接のところでは考えておりません。この部会がどのような形で具体的に必要なのかということなのですが、連絡会をまず立ち上げ、そこで具体的に何か連絡会よりはもう少し現場レベルへ落としたほうがよい課題があれば、部会の設置を考えております。具体的に何をというところでは、現在のところは想定されていないので、設置することができるという表現にさせていただいております。また、具体的にその内容によって、当然学校司書が入ったほうがよいような場合につきましては、またこの部会以外のところで連絡調整の機会等も持ちたいと考えております。

徳永委員 連絡会の以前に、学校内の運営構成図のことで、質問したいのですが、学校図書館司書は例えば職員会議には出席するのですか。そういったところで意見を述べることはできるのでしょうか。

参事 直接司書が職員会議に参加するということは想定しておりません。あくまで学校に配置される図書館司書教諭と司書との間の連絡調整、また意見等を吸い上げて、図書館司書教諭が職員会議の中で提案するということはありますが、司書が参加するということは今のところ考えておりません。

徳永委員 そうすると、ここで言っている司書には、具体的に何をさせるつもりなのですか。一人が2校を担当しなくてはいけなくて、1校には週2日しか行かないような勤務体制で何をさせるつもりなのですか。

図書館長 学校図書館司書の仕事ということになるかと思いますが、先ほど申しましたように、現在、仕事の中身について運営マニュアルを作成しているところでございます。一つは資料の整備でございます。本の選択、そして組織化、組織化というのは分類・目録ということになりますが、これが一つ目でございます。二つ目は、授業の調べ学習への支援ということになります。三つ目は、子どもたちが本との楽しい出会いをしてもらうような演出といいたいでしょうか、学校図書館内のレイアウトやディスプレイになるかと思えます。また、お薦めの本、朝の読書活動などでの読み聞かせや、ブックトークなどが、現在、仕事としては想定されているところでございます。

徳永委員 それらは、学校司書の権限で、選書から何からできるということでしょうか。それとも、司書教諭の指導の下で行われるということでしょうか。また、司書教諭というのは現在各学校に既にいるのですか。図書館担当というのではなくて、司書教諭の資格を持った先生が各学校にいらっしゃるのでしょうか。

委員長 今、運営マニュアル作成中ということですよ。その中にいろいろ今検討して作っているということですが、それができたら、私たちにも見せていただいて、それぞれ委員が意見を言わせていただくといいですか、是非そのようにしたいと思うのですけれども、徳永委員、そのようなことはいかがでしょうか。

徳永委員 はい。

委員長 ほかに質疑はございますか。

それでは、またいずれこの件について考えるということにいたしまして、質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第23号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、報告第23号は報告のとおり承認することといたします。

次に、その他報告事項について説明願います。

最初に、平成25年度組織改正について、庶務課長よりお願いいたします。

庶務課長 それでは、その他報告の1、平成25年度の組織改正について説明をさせていただきます。

まず、組織改正につきましては、平成24年12月の市議会定例会で福生市組織条例の一部改正が議決され、平成25年4月1日から施行されるものでございます。

組織改正の課題でございますが、1として第4期総合計画に対応する組織、2として人口減少問題と定住化促進に対応する組織、3として地域主権改革に対応するための組織、4としてその他課題解決のための組織に基づき組織を改正するものでございます。

組織改正の主な部署でございますが、改正のあった部局ごとに説明をさせていただきます。

初めに、企画財政部でございますが、主幹を新設いたします。これは福生市が課題としております人口減少問題への対応といたしまして、定住化

対策を全庁的な視野で推進するために、生活環境部シティセールス推進課で所管しておりました定住化対策事務を移管して、定住化対策に関する総合的な施策の企画並びに進行管理を行おうとするものでございます。また、この定住化対策事務に併せまして行政管理機能の充実を図るために企画調整担当を1名増といたします。

次に、秘書広報課秘書係は、係長を課長が兼務するため、係長は欠員となります。

次に、総務部でございますが、職員課は、職員の人事及び給与、厚生に関する事務を総合的に行うために、人事係、職員厚生係を統合して1名減となります。

次に、生活環境部でございますが、先ほど説明をいたしました定住化対策事務の企画財政部への所管替えによりまして、主幹職が廃止となっております。また、シティセールス推進課におきましては、福生の魅力を発掘し、発信するシティセールス事業を展開し、効果を上げているところでございますが、今後更なる充実を図るために1名増となっております。

次に、福祉保健部でございますが、社会福祉課庶務・福祉計画担当におきまして1名の増でございます。これは地域主権改革に伴う権限移譲によりまして、平成25年度から社会福祉法の一部改正による社会福祉法人の定款の許可、変更の認可、監査等の事務を行うこととなります。事務量の増加が見込まれますことから1名増員となりまして円滑な事務の執行を図ろうとするものでございます。

子ども家庭部でございます。まず、子育て支援課でございますが、子育て支援係は、児童手当に関する事務量の増加、また平成25年度から育成医療助成費事業の事務が東京都から移管されることにより1名増でございます。子ども家庭支援センターにおきましては、地域における子育て支援の総合援助活動を行うファミリーサポートセンターを新たに開設し、子育て施策の更なる充実を図るための1名の増でございます。

子ども育成課におきましては、市立すみれ保育園の民営化に伴いまして8名の減でございます。なお、現在、すみれ保育園に勤務する職員につきましては、退職者を除きまして、その他の部署への配置替えを予定しております。

教育委員会でございますが、学校給食課におきまして給食第一係は、調理職員の退職に伴いまして1名の減でございます。退職に伴う調理職員の

採用はいたさず、臨時職員 2 名の配置をするものでございます。これによりまして教育委員会の配置職員は75名から74名となるものでございます。

また、ここに記載はございませんが、庶務課庶務係で平成24年度都市教育長会の会長市として事務局の任に当たっておりましたが、これは定数外の重要施策推進要員が 1 名配置されておりました。今年度におきまして会長市が終了することによりまして、この重要施策推進要員の配置が終了し、現在の 4 名から 3 名になります。

以上が組織改正の主な部署の内容でございまして、職員配置の合計数は平成24年度と比較いたしまして全体で360名から355名へ、5名の削減となります。

委員長 次に、平成24年度福生市立中学校「わがまちの宝さがし」実施状況の訂正について、指導主事からお願いいたします。

指導主事 その他報告事項の 2、平成24年度福生市立中学校「わがまちの宝さがし」実施状況の訂正につきまして報告いたします。

平成25年第 1 回教育委員会定例会におきまして、平成24年度における福生市立中学校「わがまちの宝さがし」実施状況についてを報告いたしました。その後記載事項の誤りが発覚したため、大変申し訳ございませんが、訂正をいたします。

2 実施状況、( 1 ) 実施したテーマにおきまして、福生十景の記載漏れがありましたので、これを追加し、実施したテーマは合計18件でございます。

また、福生の公園が、講演会の講演の文字となっていたため、訂正いたします。

委員長 次に、平成25年度福生市立小学校移動教室の訂正について、指導主事からお願いいたします。

指導主事 その他報告事項の 3、平成25年度福生市立小学校日光移動教室の訂正について御報告いたします。

平成25年第 2 回教育委員会定例会におきまして、平成25年度福生市立小学校日光移動教室の実施に係る報告が参事からございましたが、その後、福生第一小学校から日程変更の連絡がありましたので、報告いたします。

福生第一小学校では、6月25日から27日の実施予定日となっております。このたび宿泊先との調整により 6 月中旬の13日から15日に日程を変更するものでございます。

委員長 ほかにその他報告ありますでしょうか。

委員の皆さんから何かありますか。

徳永委員 その他報告3の移動教室に関してですが、前回、資料を頂戴しましたけれども、特に議論や質問の機会がなかったので、質問します。

七小は益子焼体験で、ほかの学校にはなくて、ここだけの体験ということで結構だと思いましたが、四小の輪王寺写経体験というのは、寺社の見学は意味があることだと思いますが、写経を体験させるということに問題はないのですか。

委員長 宗教上ということでしょうか。

徳永委員 はい。

参事 現段階で案としていただいております、様々な宗教上のところが課題としてもしあるのであれば、そこは考え直す必要があるかと思えますけれども、この点について学校に確認してまいりたいと思います。

委員長 私も前回、写経ということで、私は反対の意味で、日本文化の一つの流れとして子どもに知らせる、学ばせるというのでもいいのかなと考えましたけれども、でもその辺りは色々あると思いますので、調整していただければと思います。

ほかにございますか。

それでは、ないようですので、その他報告事項の説明を終わります。

ここで先ほど日程についてお諮りいたしました日程第3、議案第26号、福生市教育委員会管理職員の人事異動についてと、日程第9、報告第12号、福生市立学校教職員の人事異動についてを公開しない会議といたしましたので、これからは公開しない会議となります。関係者以外の方は退席をお願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

午後0時05分 休憩